

だまされたくない！

訪問・電話・郵便・電子メール・声掛けなど、あらゆる手でしのび寄る悪質商法。突然の「いい話」「悪い話」で動揺させ、私たちの心の『すき』につけ込みます。悪質業者の手口を知り、悪質商法にだまされない賢い消費者になりましょう。



巧妙化する手口 狙われる高齢者

平成十八年度上半期に市、遠野行政センター、遠野警察署に寄せられた消費生活に関する相談は三百四十件（前年同期四百九十四件）。件数は減少傾向にあるものの、インターネットを経由した有料サイトなどの不当請求や、はがきによる身に覚えのない架空請求は、公的機関に似た名称をかたって請求をしてくるなど、手口がより巧妙・悪質化しています。

また、六十歳以上の被害者が相談全体のおよそ六十割を占めており、契約弱者と呼ばれる高齢者が悪質商法に狙われていることがうかがえます。相談の中には、年金収入で生活するひとり暮らしの女性が次々に呉服の契約を結ばされ、支払いが困難になってしまった深刻な事例もあります。「自分には関係ない」と思っている人はいませんか？悪質商法は、あらゆる方法であなたの心の『すき』につけ込みます。日ごろからしっかりと知識を身に付け、被害に遭わないようにしましょう。

事例1 点検商法の次々販売



一人暮らしをしている七十五歳の母の家を久しぶりに訪ねると、床下換気扇が取り付けられていた。「この家は通気性が悪いから、このままでは床下が腐る」と業者が不安をあおられ換気扇のほかにも防湿材やシロアリ駆除などを言われるまま契約し、何度か購入していることが分かった。解約して返金してほしい。

こんな 対応を しました

この場合、契約して日数が経過しているためクーリングオフ（下記参照）はできませんでしたが、契約書類を確認したところ『業者の代表者名や販売員名、商品の形式や種類』などが記載されていませんでした。これらは、特定商取引に関する法律に定められた事項であり、このことを業者に指摘したところ、書面の内容が不十分であったことを認め、解約し代金が返金されることになりました。

被害に遭わないためには、近寄ってきませんが、真意は契約させることです。その手に乗らないように注意しましょう。

また、一人暮らしの高齢者が居る場合に

クーリングオフとは

一度契約してしまっても、法律で指定された商品・サービス・権利であれば、契約書を受け取った日から一定期間、無条件で契約を解除できる制度です。

ただし、通信販売や乗用車、使用してしまった消耗品などには適用できません。

クーリングオフの期間が過ぎても、業者の不適切な勧誘や説明などがあった場合には、契約の取り消しができることがありますので、詳しくは相談窓口にお問い合わせください。

被害に遭わないためには、名義貸しは、販売業者が商品の売り上げがあったこととして、契約書をクレジット会社に出して立て替え金を不正に受け取る手口です。資金繰りに行き詰まった販売業者が行う違法手段で、クレジットの仕組みをよく知らない消費者が巻き込まれます。

「迷惑を掛けないから」と業者に言われても、クレジット会社は名義人が支払うものと信じて取り引きをするものですから、名義を貸した人の責任が問われます。

しかし、承諾もしていないのに勝手に名前を使われた場合は、責任がないことを主張して争うことができます。

事例4 名義貸し



販売員から「このままでクビになる。ノルマを達成するため、着物を買ったこととしてほしい。来月は伝票処理するので迷惑は掛けない」と頼まれ、クレジット会社からの確認に「はい」と答えた。数カ月後、クレジット会社から督促状が届き、驚いて販売業者に連絡すると業者は倒産していた。

電話勧誘販売は、契約書面の不交付や、クーリングオフの告知がないなどの書面不備の例が多く見られます。

また、被害に遭った人の個人情報が悪質業者の間で回り、再度狙われるといった二次被害が増えています。ぎせんとした態度で断りましょう。

事例3 送りつけ商法



家族あてに大きな書籍小包が送付されてきた。家族は申し込んだことも、聞いたこともない業者だという。開封すると書籍が三冊入っていて、振込用紙が同封されていた。購入する気がないが、書籍は返送しなければならないが、

こんな 対応を しました

業者からの商品送付は売買契約の「申し込み」にあたりますが、消費者の「承諾の意思表示」がなければ成立しませんので、代金を支払う義務はありません。また、返送する義務もありませんが、商品が送付された日から十四日間（商品の引き取りを業者に請求した場合は七日間）は所有権が業者にあるため、その期間は保管し、その後は自由に処分していい旨を話しました。

は、家族や周りの人が定期的に訪問するなど、日ごろからコミュニケーションを取ることが大切です。

事例2 資格商法の二次被害



資格取得講座の受講を勧める強引な電話が勤務先に何度も掛かってきて、根負けして「分かりました」と言って契約してしまっただけで、その後ほかの講座を勧める電話が続いている。

また、ほかの名前を名乗る業者から「あの業者のしつこい電話を止めさせてあげるから、こちらと契約しなさい」といった電話もきた。既に契約した講座も、全く必要のなかったもので解約したい。

こんな 対応を しました

電話勧誘による販売は、契約書面の交付義務やクーリングオフが規定されています。この相談の契約書を確認したところ、法律で定めた項目の記載がなく、クーリングオフ通知もありませんでした。業者に指摘したところ、クーリングオフの手続きをすれば対応するということになりました。

被害に 遭わない ためには

特定商取引に関する法律では、電話勧誘販売について、契約を締結しない旨の意思表示をした者に勧誘の継続や再勧誘を禁止しています。しつこい勧誘は、きっぱりと断りましょう。

被害に 遭わない ためには

送りつけ商法の中には、代金引換を利用した手口もあり、家族が勘違いして支払ってしまう場合もあります。一

被害に遭わないための7か条

- ①相手の身分と用件を確認する
- ②家の中に入れない、事務所に入らない
- ③脅しや、すかしに屈しない
- ④即決や即答は避ける
- ⑤うますぎる話は疑う
- ⑥一人で判断しない
- ⑦だまされてもあきらめない



「おかしいな」と思ったら、まずは相談を

- 市民センター地域生活課
地域生活係 (☎② 4411 内線 206)
- 遠野行政センター
消費生活相談室 (☎② 9930)